

令和4年12月27日

ゆうなぎ九十九里、ゆうなぎ白子
ご入居のお客様ならびにご関係のみなさま

ゆうなぎ九十九里 ゆうなぎ白子
(事業主体) 株式会社 相生
(代表者) 代表取締役社長 筒井 将之
TEL0475-36-5711

(第2報) 新型コロナウイルス感染症の感染について (ゆうなぎ白子)

冠省 標記の件について、お知らせいたします。

昨日 (ならびに昨日までに)、弊社が経営管理する、ゆうなぎ白子 (長生郡白子町幸治3079番地3) において、ご入居のお客様、ならびに役職員において新型コロナウイルス感染症に感染したことが判明しましたので、お知らせいたします。

昨日感染が判明したお客様：2名 (22日発表5名：累計7名)

昨日までに感染が判明した役職員：7名 (22日発表1名：累計8名)

感染が判明した、ゆうなぎ白子のお客様につきましては、以後、注視してクリニックとともに容態の管理と治療に努めてまいります。なお、感染が判明したお客様のご家族、ご関係のみなさまには、その都度、個別にご連絡を申し上げます。

なお、弊社としましては、22日の感染が初めて判明した時点において、千葉県知事部局の弊社所管課に報告、あわせて、ゆうなぎ白子を所管する長生郡白子町、茂原市所在の長生保健所 (長生健康福祉センター) に報告、以後、長生保健所のフォロー、モニタリングを受け、感染が判明したお客様にあっては、ゆうなぎ白子にて療養生活を継続しております。本日現在、中等症、重症のお客様、役職員はおりません。

以上の感染が判明したお客様、役職員の療養が解除される最終日は令和5年1月2日となっておりますが、念の為、弊社としましては、1月3日までとすることとし、4日の午前8時30分まで、弊社の許可のない者についてゆうなぎ白子

の建物内への立ち入りを謝絶することとし、弊社ゆうなぎ九十九里の役職員にあって発熱等発症の症状がない者についても例外なく立ち入りを禁止としました。ゆうなぎ白子の職員にあって同様にゆうなぎ九十九里への立ち入りを禁止としました。

また、ゆうなぎ九十九里（山武郡九十九里町小関2316番地1）につきましては、現在、感染が判明した事例はありませんが、弊社の経営管理下において、管理部門の役職員の往来があることから、ゆうなぎ白子と同様に後述する取り扱いといたします。

なお、7月29日付、当社私が発した書面によって、現在、次のとおりの取り扱いをしておりますが、あらためて、ゆうなぎ九十九里、ゆうなぎ白子、ともに継続してまいりますので、ご協力のほど、何卒、宜しくお願い申し上げます。

～7月29日付「新型コロナウイルス感染症拡大局面に際し、面会謝絶等をお願いする件」～これを、12月22日以降、事態が収束するまで、当面の間、継続します。

- (1) 本日これより、当面の間、少なくとも現在の第7波*といわれる状況が終息するまで面会謝絶といたします。入館はご遠慮ください。
- (2) 書類・物品などの授受は玄関先、信書等はポスト投函にてお願いします。
- (3) このことを、みなさまのご家族、ご親戚、ご友人にもお知らせください。
- (4) 個別のご事情については、事前にお電話等でご相談ください。

*第8波と読み替えます。

ゆうなぎ九十九里 TEL0475-70-7333 FAX0475-70-7335

ゆうなぎ白子 TEL0475-36-7188 FAX0475-36-5712

以上